

練馬区立みんなの広場公園における施設管理型地区まちづくりについて

1 概要

練馬区立みんなの広場公園の用地は、従前、私立石神井幼稚園の第二園庭として、長年、園児および地域のスポーツ活動を支える広場として利用されてきた。その後、区が取得し、平成22年4月には公園として開設した。

公園の利用については、広く区民に利用される公園の基本的機能を発揮させ、かつ地域住民の要望であるスポーツ活動の場としての安全な利用を継承させる必要がある。そこで、地域住民の合意に基づく、この公園独自の管理および利用のルールを定めるため、練馬区まちづくり条例に基づく施設管理型地区まちづくりの制度を活用し、特定非営利活動法人公園づくりと公園育ての会による提案がされることとなった。

2 対象施設

名称 練馬区立みんなの広場公園
所在地 練馬区石神井町八丁目41番2号
面積 3680.95㎡

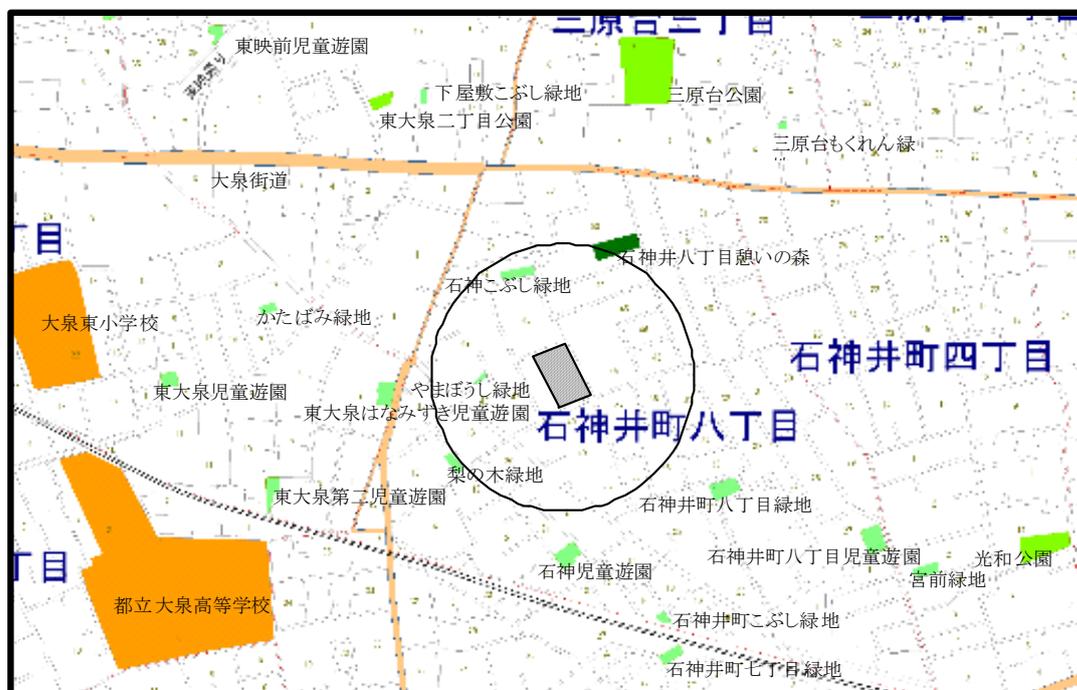
3 経過

昭和46年～	私立石神井幼稚園の第二園庭における地域利用開始
昭和55年頃～	第二園庭での地域のスポーツ活動利用開始
平成7年3月	公園予定地の使用許可による地域利用開始
平成20年8月	特定非営利活動法人公園づくりと公園育ての会が設立
平成20年11月	練馬区が施設管理型地区まちづくり協議会として特定非営利活動法人公園づくりと公園育ての会を認定
平成20年11月～	特定非営利活動法人公園づくりと公園育ての会による施設管理型地区まちづくり計画案についての検討開始
平成22年6月16日	練馬区が施設管理者・土地所有者として計画案へ同意
平成22年7月4日	特定非営利活動法人公園づくりと公園育ての会による施設周辺の住民・利用への計画案説明会開催

4 スケジュール（予定）

	特定非営利活動法人公園づくりと 公園育ての会 (施設管理型地区まちづくり協議会)	練馬区
7月末～8月初旬	計画案の提案	計画案の受付
8月～9月頃		練馬区都市計画審議会部会の意見聴取
9月頃		計画の認定に関する判断 計画の認定・公表
9月以降	相互協力による計画の実現	相互協力による計画の実現

案内図



練馬区立みんなの広場公園

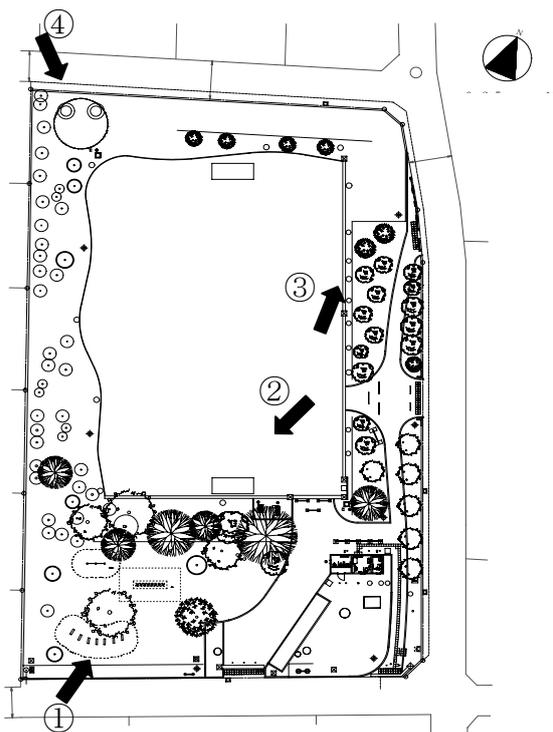
参考

現況写真

【練馬区立みんなの広場公園】



写真方向図



◇施設管理型地区まちづくり（第29条～第33条）

本条例では、住民主体の地区のまちづくりが進められるよう、公園、緑地などの施設について、地区住民や利用者が主体となった管理・利用に関する事項を定める計画（施設管理型地区まちづくり計画）に関する手続などを定めました。

<p>●手続の流れ</p> <pre> graph TD A[準備会の設立・登録] --> B[協議会の認定申請] C[一定の支援] --> B B --> D[協議会の認定] E[都市計画審議会部会の意見] --> D D --> F[計画案に係る合意形成活動] G[一定の支援] --> F F --> H[説明会の開催/住民・利用者の意見聴取 /施設管理者・土地所有者等の同意] H --> I[計画案の提案] I --> J[都市計画審議会部会の意見聴取] J --> K[審査基準、施設管理運営に係る関係 機関等との協議状況に基づく判断] K --> L[計画の認定・公表] L --> M[協議会、区、施設管理者の 相互協力による計画の実現] </pre>	<p>●提案者</p> <p>□施設管理型地区まちづくり計画案は、認定された施設管理型地区まちづくり協議会が提案できます。</p> <p>●協議会の認定要件</p> <p>①設立の目的が本条例の目的に即していること ②計画の対象施設が決まっていること ③設立の目的について、施設の管理者・土地所有者等・利用者の理解を得ていること ④施設周辺の住民、利用者で構成されていること（周辺の住民が1/2以上） ⑤施設周辺の住民、利用者の参加の機会が保障されていること ⑥代表者、会計等の役員や会則が決まっていること ⑦上記のほか区長が必要と認める要件を満たしていること</p> <p>●計画案の提案要件</p> <p>①施設周辺の住民、利用者への説明会と十分な意見聴取 ②施設の管理者・土地所有者等の同意</p> <p>●計画の認定等</p> <p>①審査基準および施設の管理運営に係る関係機関・団体との協議状況等により判断します。 ②区は、計画を認定したときは公表します。 ③協議会、区、施設の管理者は、認定された計画の実現に努めます。</p> <p>●準備会</p> <p>□3人以上で準備会を設立し、区に登録すると、協議会設立のためのまちづくりの支援を受けることができます。</p>
--	--